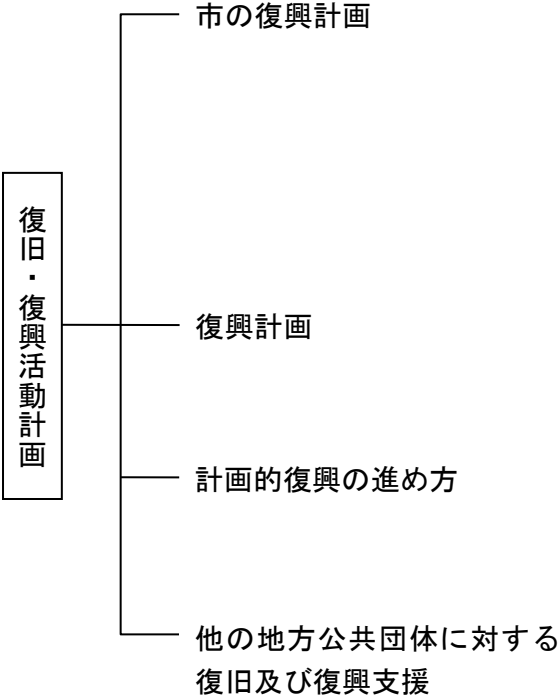


第4部

復旧・復興計画

第 4 部 復旧・復興計画

第 1 章 復旧・復興活動計画



第1節 市の復興計画

市は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、防災関係機関その他関係団体と連携し、速やかに市民生活の再建及び安定並びに被災した地域の復興に取り組まなければならない。

市は、災害応急対策を概ね終了し、災害復旧・復興対策を遂行するため必要があるときは、宇部市災害復旧本部又は復興本部を設置することができる。その組織には、災害対策本部に準じるものとし、その廃止については、本格的な復旧・復興対策のめどがたつたと認められるときとする。

第2節 復興計画

市は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、計画的に復興を進めるため、災害対策本部を中心とする復興体制を確立するとともに、復興計画を策定するものとする。

市は、前項の復興計画を策定するにあたっては、市民、事業者等、学識経験者及び防災関係機関の意見を聴くとともに、その意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興の場・組織に女性の参画を促進するものとする。

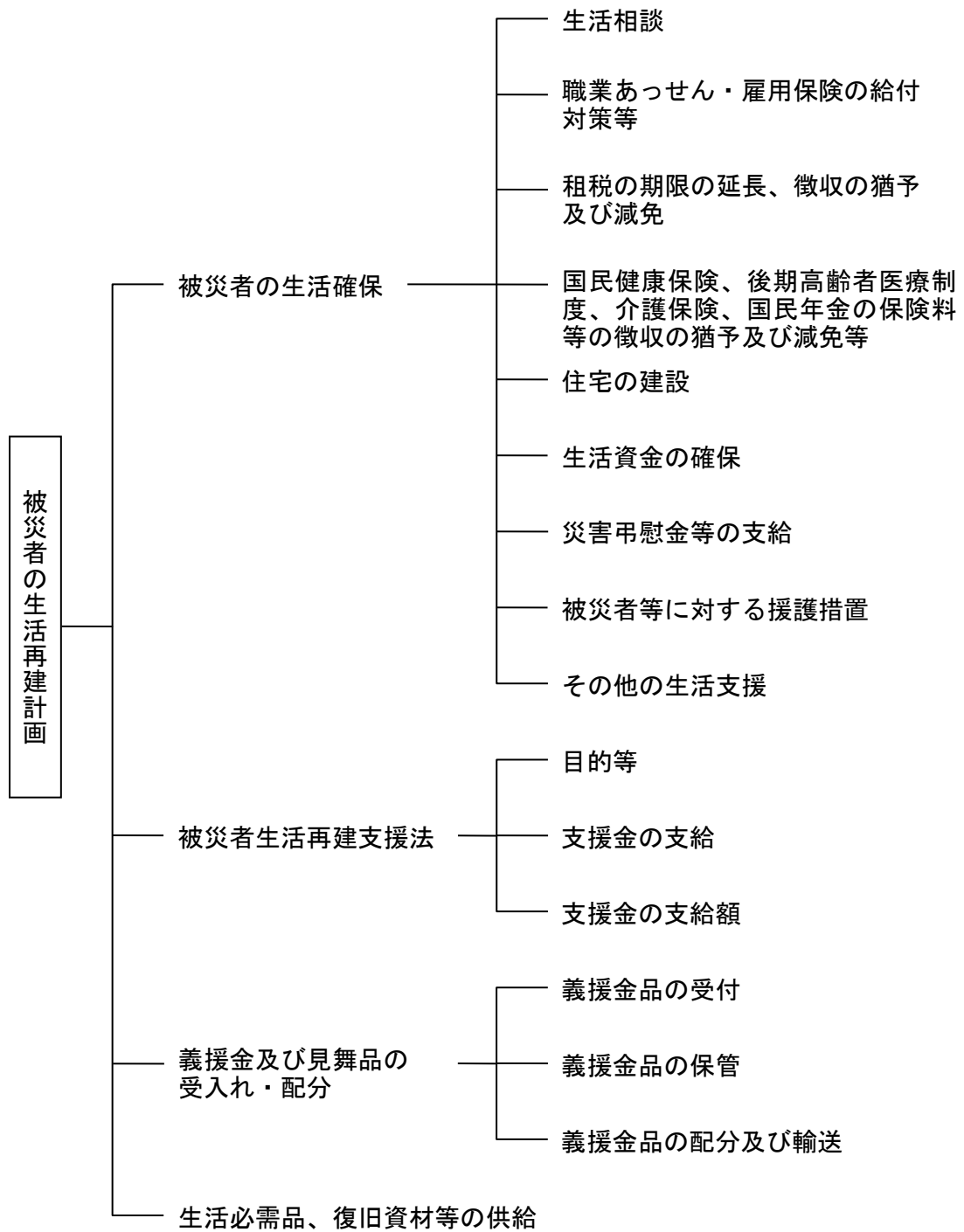
第3節 計画的復興の進め方

市は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

第4節 他の地方公共団体に対する復旧及び復興支援

市は、大規模な災害による被害が他の地方公共団体において発生したときは、産官学民の連携による支援体制により、当該他の地方公共団体の復旧及び復興に関する支援活動に取り組むことができるものとする。

第2章 被災者の生活再建計画



第1節 被災者の生活確保

第1項 生活相談

地震発生後から被災者、一般県民、マスコミ、国、地方公共団体等各方面から様々な問い合わせ要望が数多く寄せられる。それらに的確・迅速に応えるためには総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市及び県等は、次の措置を講じるものとする。

機関名	措置事項
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市は、被災者のための相談所を庁舎、市民センター、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 特に、本庁舎では、総合相談窓口を設置し、各対策部から職員の派遣を得て対応する。 2 電話通訳サービス等を活用し、外国人市民に対する相談体制の確立に努める。 3 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。 4 県、関係防災機関と連絡を密にし、相談内容の対応への充実に努める。
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合企画部を中心に、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 被害相談室の設置 被害復旧対策本部設置時に相談、苦情等のたらい回しの防止及び各部が実施している応急対策等に係る情報を県民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、総合企画部内に被害相談室を設置することができる。 3 発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係対策部に速やかに連絡する。 この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、知事が決定する。 (1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。 (2) 市町、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人県民に対する相談体制を確立する。
警察	警察本部及び警察署、交番等、若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談にあたる。

第2項 職業あっせん・雇用保険の給付対策等

地震等の災害により失職した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所及び県（商工労働対策部）は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講ずる。

1 職業あっせん計画（県労働政策課、労働局）

(1) 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図るものとする。

また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図るものとする。

(2) 早期再就職を促進するため、被災地を管轄する公共職業安定所を通じ、次の措置を講ずる。

ア 職業相談

公共職業安定所職員を前項に記述する相談所若しくは現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

イ 求人開拓

被災者の希望する求職条件に基づき、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他県に対しても求人開拓を依頼する。

ウ 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、現地において災害復旧工事に従事することを希望した者に対しては、当該事業を紹介し、県の他の地域又は他県等を希望する者に対しては、それぞれ希望に応じた職業紹介をするように努める。

エ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用

他の職種等への転換希望者等に対しては、職業訓練の受講、転換給付金等活用して被災者の雇用の確保に努める。

(3) 地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、上記の措置を行い、離職者の早期再就職を図るものとする。

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

公共職業安定所の措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

地震等の災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講じるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第3項 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免

各機関の租税の期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市においても適切な対応がなされるよう指導するものとする。
市	市は、賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

※ 地方税の減免基準については、総務から各都道府県知事あて「災害被災者に対する地方税の減免措置等について」がなされ、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

第4項 国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金の保険料等の徴収の猶予及び減免等

1 市（保険年金課、高齢者総合支援課）

市は、被災した納付義務者に対して、国民健康保険法、その他諸法令及び市条例等に基づき、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金の保険料等の徴収の猶予及び減免等について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

2 県（医務保険課）、後期高齢者医療広域連合、国（日本年金機構）

県、後期高齢者医療広域連合及び国は、市に対し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び国民年金の保険料等の徴収の猶予及び減免等の取扱いについて、適切な対応を行うよう指導する。

第5項 住宅の建設（営繕課、建築指導課、住宅政策課、地域福祉課、こども政策課、社会

福祉協議会)

地震等の災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅の建設補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては、公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

<第3部第10章「応急住宅計画」参照>

2 災害公営住宅の建設

(1) 市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

(2) 県は、被害が甚大で、市において建設が困難な場合に、公営住宅法に基づき、災害公営住宅の建設を行うものとする。

3 既設公営住宅等の修理

市及び県は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

ア 災害復興住宅融資

地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

市及び県は、被災地の罹災家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構が指定する災害に該当するときは融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

この場合、資金の融通を早くするため、市においては、被災者が住宅金融支援機構に対して負うべき債務を保障するよう努めるものとする。

イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第1項の規定による関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。

(イ) 宅地防災工事資金融資

宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令

を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。

(2) 宇部市災害復旧援護資金（地域福祉課）

自然災害によって被害を受けた市民に対し、金融機関を通じて災害復旧援護資金を融資する制度がある。

[資料] 4-1-1 市災害復旧援護資金融資要綱

(3) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障害者世帯及び母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付け、母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付けを受けることができる。

ア 生活福祉資金の住宅資金

低所得者世帯又は障害者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要とする経費については、生活福祉資金の住宅資金の貸付けを受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付け限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

第6項 生活資金の確保

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするにあたり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。市及び県はこれらの資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとする。

1 生活福祉資金の貸付け

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して災害等被災によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった時や、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために臨時に必要な経費、住宅の補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費として、貸し付けられるものとして福祉資金がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

(1) 資金の種類

資金の種類は、福祉資金と緊急小口資金がある。

(2) 貸付限度額、期間等

貸付限度額、期間、利率等については資料編による。

[資料] 4-1-2 県生活福祉資金貸付条件

(3) 申込先

市社会福祉協議会（電話番号33-3150）

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

母子父子寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度金、結婚資金、児童扶養資金がある。

イ 貸付限度額、貸付期間等

貸付限度額、期間、利率等については、資料編による。

[資料] 4-1-3 県母子父子寡婦福祉資金貸付

ウ 申込先

宇部市福祉事務所（市役所内こども政策課）

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付を行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの）または40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外の者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、資料編による。

3 県・市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、市税を完納しており、中小企業の同一事務所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。

- (1) 貸付限度額 災害資金 100万円以内
- (2) 償還期間 10年以内（うち、1年以内の据置が可能）
- (3) 利率 年1.59%（保証料別途）
- (4) 申込先 中国労働金庫

4 県・市町離職者緊急対策資金

県内に居住し、市税を完納しており、離職時の事業所に1年以上勤続していた者で、離職を余儀なくされ、離職後1年以内の者。借入申込時に、現に離職しており、ハローワークで求職活動を行っている者に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付を行う。

- (1) 貸付限度額 災害資金 100万円以内

- (2) 償還期間 10年以内（うち、1年以内の据置が可能）
- (3) 利率 年1.0%（保証料別途）
- (4) 申込先 中国労働金庫

5 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）の支援を行う（負担割合 県1/2、市町1/2）。

6 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸付けるもので、市が貸付けを行う。

○貸付対象

救助法が適用された自然災害により世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が次の額未満の世帯に限る。

1人	2人	3人	4人	5人以上
220万円	430万円	620万円	730万円	730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額

※ただし住居が滅失した場合は1,270万円に緩和

○根拠法令等

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）
- (2) 実施主体
市（地域福祉課）
- (3) 経費負担
国2/3
県1/3
- (4) 対象となる災害
山口県において救助法による救助が行われた災害

○貸付金額

貸付区分及び貸付限度額

- (1) 世帯主の1か月以上の負傷
150万円以内
- (2) 家財等の損害
 - ア 家財の1/3以上の損害
150万円以内
 - イ 住居の半壊
170万円以内
 - ウ 住居の全壊
250万円以内
 - エ 住宅全体の滅失もしくは流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる

- 場合
350万円以内
- (3) 上記(1)と(2)が重複した場合
- ア (1)と(2)のアの重複
250万円以内
- イ (1)と(2)のイの重複
270万円以内
- ウ (1)と(2)のウの重複
350万円以内
- (4) 次のいずれかの事由に該当する場合であつて被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合
- ア (1)該当せず、(2)のイの場合
250万円以内
- イ (1)該当せず、(2)のウの場合
350万円以内
- ウ (1)に該当し、(3)のイの場合
350万円以内

○貸付条件

- (1) 貸付申請時期
被害を受けた後3か月以内
- (2) 据置期間
3年(特別の事情がある場合5年)
- (3) 償還期間
10年(うち据置期間3年)
(特例:据置期間5年償還期間5年)
- (4) 償還方法
年賦、半年賦又は月賦
- (5) 貸付利率
年3%以内。ただし、保証人を立てた場合は無利子。

第7項 災害弔慰金等の支給

地震等の自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を市において支給する。

◆災害弔慰金◆

○対象となる災害

- 1 市の区域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合
- 2 山口県内において、住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合
- 3 山口県内において、救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- 4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合

○根拠法令等

- 1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）
- 2 実施主体
市（地域福祉課）
- 3 経費負担
国 2 / 4
県 1 / 4
市 1 / 4

○支給対象者

死亡者の配偶者

- 〃 子
- 〃 父母
- 〃 孫
- 〃 祖父母
- 〃 死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る）

○支給限度額

- 1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合
500万円以内
- 2 それ以外の場合
250万円以内

○支給制限・方法等

- 1 支給の制限
 - (1) 死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（市長の判断による。）
 - (2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合
 - ア 警察表彰規則
 - イ 消防表彰規定
 - ウ 賞じゅつ金に関する訓令
 - (3) その他市長が支給を不相当と認める場合
- 2 支給の方法等
市が被害の状況、遺族の状況等、必要な調査を行い支給する

◆災害障害見舞金◆

○対象となる災害

- 1 市の区域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合

- 2 山口県内において、住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合
- 3 山口県内において、救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- 4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合

○根拠法令等

- 1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

- 2 実施主体
市（地域福祉課）

- 3 経費負担
国 2 / 4
県 1 / 4
市 1 / 4

○支給対象者

対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障害を有する場合支給する。

- ア 両眼が失明した者
- イ 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- ウ 神経系等の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- オ 両上肢をひじ関節以上で失った者
- カ 両上肢の用を全廃した者
- キ 両下肢をひざ関節以上で失った者
- ク 両下肢の用を全廃した者
- ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

○支給限度額

- 1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合
250万円以内
- 2 それ以外の場合
125万円以内

○支給制限・方法等

- 1 支給の制限
 - (1) 障害が本人の故意又は重大な過失による場合（市長の判断による。）
 - (2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合
 - ア 警察表彰規則
 - イ 消防表彰規定

ウ 賞じゅつ金に関する訓令

(3) その他市長が支給を不相当と認める場合

2 支給の方法等

市が被害の状況、遺族の状況等、必要な調査を行い支給する

第8項 被災者等に対する援護措置

1 市（地域福祉課）は、罹災（火災を含む。）した者に対して「宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則」に基づき見舞金を支給する。

対象となる事項	金額
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき 30,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき 20,000円
床上浸水	1世帯につき 10,000円
死亡	死亡者1人につき 50,000円

*床上浸水については、山口県内のいずれかの市町において災害救助法に基づく救助が行われた場合又は当該災害の発生により宇部市が山口県地域防災計画に基づく義援金品の配分を受けた場合に限る。

2 県（厚政課）は、被災した者に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき見舞金を支給する。

対象となる事項	金額
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき 100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき 100,000円
死亡	死亡者1人につき 100,000円
重傷者	重傷者1人につき 50,000円

3 災害の定義、対象事項、支給制限等については、資料編による。

[資料] 4-1-4 県災害見舞金支給要綱

[資料] 4-1-5 市災害弔慰金の支給等に関する条例

[資料] 4-1-6 市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第9項 その他の生活支援

1 物価安定対策

地震災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響がでることが考えられる。

このため、消費者保護の観点から、次の対策を講ずる。

(1) 相談体制

- ア 既設の「物価ダイヤル」の機能を充実し、被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて市民からの苦情、相談に対応する。
- イ 売惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為においては、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 県職員による調査・監視

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

- (ア) 市、県及び国があらかじめ委嘱している「価格調査員」、「くらしの相談員」、「物価調査モニター」、「物価モニター」の協力を得て、価格及び需要動向の調査をする。
- (イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請・指導等を実施する。

(3) 国への要請

物価安定の緊急対策を図るため、必要に応じ、国に対し「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」及び「国民生活安定緊急措置法」の発動並びに公共料金の値上げの凍結等必要な措置について実施するよう要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策（宇部郵便局）

災害時において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

- ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- イ 郵便貯金及び国債等の非常貸付け
- ウ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
- エ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分
- オ 国債等の非常買取り

(3) 簡易保険業務関係

- ア 保険料払込猶予期間の延伸
- イ 保険料前納払込みの取り消しによる保険還付金の即時払
- ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- エ 解約還付金の非常即時払
- オ 保険貸付金の非常即時払

3 放送受信料の免除（日本放送協会山口放送局）

災害救助法による救助が行われた区域内で半壊または床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、2か月間放送受信料を免除。そのほか非常災害があった場合、総務大臣が承認した放送受信契約の範囲及び期間につき、放送受信料を免除。

4 電話料金等の免除（西日本電信電話株式会社）

災害が発生し又は発生のおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

第2節 被災者生活再建支援法

第1項 目的等

1 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象となる自然災害

対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害。火災・事故等人為的な原因により生じる被害は含まれないが地震に伴う大規模な火災等自然現象に起因するものについては対象となりうるものである。

また、対象となる自然災害の程度については、次のとおりとする。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

これに準ずる自然災害として、次のものがある。

- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

3 対象となる被災世帯

被災世帯とは、政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって(1)から(5)までに掲げるものをいう。

- (1) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住す

- るために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上重要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯
- ((2) 及び (3) に掲げる世帯を除く。第2項において「大規模半壊世帯」という。)
- (5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

4 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、統一基準（「災害の被害認定基準の統一について〔昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知〕」）により市（資産税課、市民税課、収納課等）が行い、市（地域福祉課）が報告し、県は責任をもって取りまとめるものとする。被害認定にあたっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めなければならない。

なお、全壊には全焼、全流失が、半壊には半焼が含まれるものとする。

第2項 支援金の支給

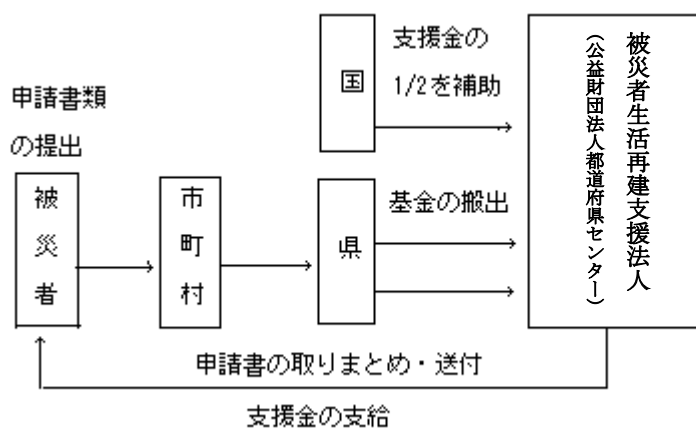
1 支給要件等

- (1) 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。
- (2) 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（(5)において「単数世帯」を除く。以下第2項において同じ）の世帯主に対する支援金の額は100万円（大規模半壊世帯にあっては50万円）に第1項の3に該当する被害世帯が(1)から(3)までの一に掲げる世帯であるときは、それぞれアからウまでに定める額を加えた額とするものとする。
- ア その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
- イ その居住する住宅を補修する世帯 100万円
- ウ その居住する住宅（公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃貸する世帯 50万円
- (3) (2)にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により(2)のアからウまでのうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金は100万円（大規模半壊世帯にあっては50万円）に(2)アからウまでに定める額のうち高いものを加えた額とするものとする。
- (4) (2)及び(3)にかかわらず第1項の3に該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300万円を超えない範囲内で政令で定める額とするものとする。
- (5) 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、(2)から(4)までによる額の四分の三とすること。

(6) 支援金支給の申請（施行令第4条）

- ア 申請窓口 市町村
- イ 申請時の受付書面
 - (ア) 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等
 - (イ) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等） 等
- ウ 申請期間
 - (ア) 基礎支援金：災害発生日から13月以内
 - (イ) 加算支援金：災害発生日から37月以内

(7) 支援金支給の仕組み



第3項 支援金の支給額

支給額は以下の2つの支援金の合計額となる

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (3(1)に該当)	解体 (3(2)に該当)	長期避難 (3(3)に該当)	大規模半壊 (3(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※「中規模半壊世帯」は支給なし

2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※「中規模半壊世帯」は上記の1/2の額

※一般住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円（「中規模半壊世帯」は1/2の額）

第3節 義援金及び見舞品の受入れ・配分

第1項 義援金品の受付（出納室、地域福祉課）

- 1 義援金品の寄託は、発災当日から行われることが予想され、各機関は、発生後概ね12時間以内に受付窓口を開設するものとする。
- 2 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担となることから、個人からは原則として、義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要とするものに限定する。
- 3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図るものとする。
- 4 受付にかかる各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	措置内容
市	(1) 義援金品の受付窓口を開設する。 (2) 市が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
県	(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は受付窓口を県庁内に開設する。 (2) 義援金受付のために普通預金口座を開設する。 (3) 県が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (4) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。 なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。 また、市町からの応援要請についても対処できる体制を確立する。
日赤山口県支部	県民及び他の都道府県から日赤に寄託された義援金について、日赤山口県支部及び市において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

第2項 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機関名	措置内容
市	1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、市長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。

	<p>2 義援品 義援品は、市が直接受領したもの及び県が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。 ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。</p>
県	<p>1 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、被災地区の市町に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け、預金保管する。</p> <p>2 義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。 ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。</p>
日赤山口県支部	<p>1 義援金 日赤山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。</p> <p>2 義援品 義援品を分配するまでの一時保管場所として、日赤山口県支部の倉庫をあてるが、状況によっては、市及び県に集積可能な場所の確保を要請する。</p>

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、配分委員会等により公平かつ適正に配分する。

機関名	措置内容
市	<p>市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。</p> <p>1 義援金 (1) 市に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。 (2) 罹災証明書の発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講ずる。</p> <p>2 義援品 (1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。 (2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て被災者に配布する。</p>
県	<p>1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配布決定は、配分委員会等において行う。</p> <p>2 義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。</p>

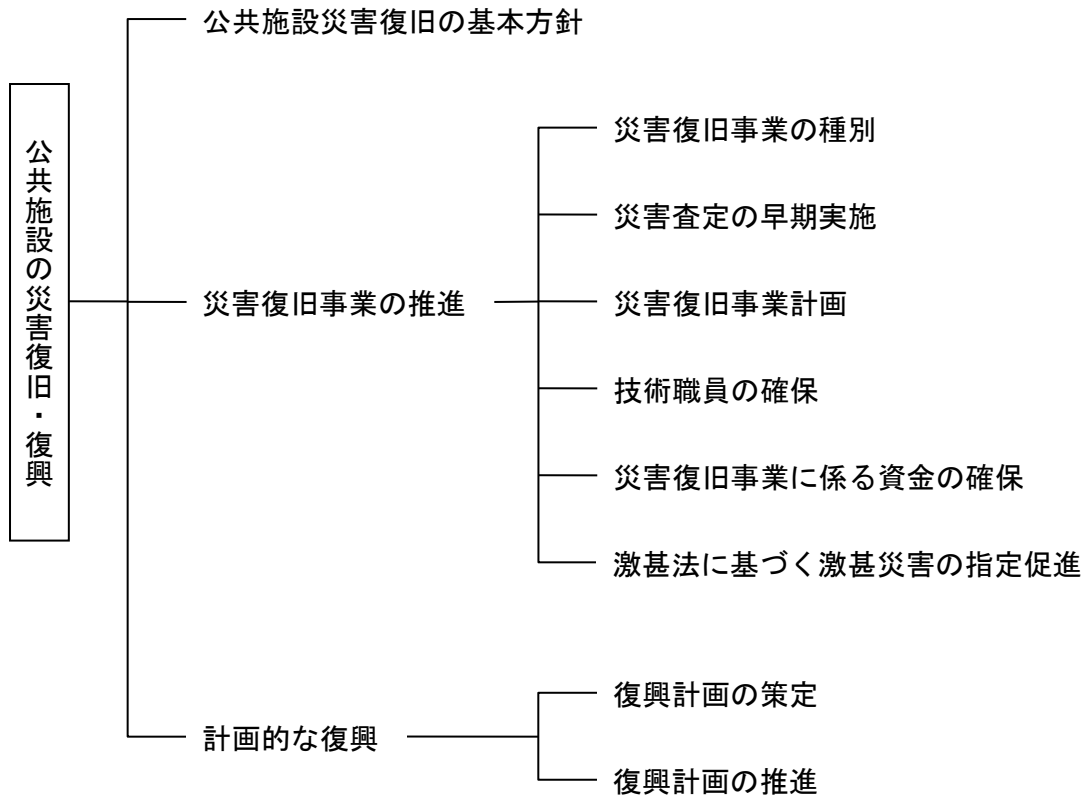
日赤山口県支部	<p>1 日赤山口県支部に寄託された義援金の市町への配分については、配分委員会において行う。 ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。</p> <p>2 義援金は、上記の決定に基づき、被災市町へ送金する。</p>
---------	--

第4節 生活必需品、復旧資材等の供給

県（県民生活課・商工労働部・農林水産部・土木建築部）は、次の措置を講じる。

- 1 生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。
- 2 特定物資の指定等
状況により特定物資の指定を行い、適正価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。
- 3 関係機関等への協力要請
生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他県、事業者及び関係団体等に対して、必要に応じ次の協力要請を行う。
 - (1) 情報提供
 - (2) 調査
 - (3) 集中出荷
 - (4) その他の協力

第3章 公共施設の災害復旧・復興



第1節 公共施設災害復旧の基本方針

災害により被災を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するように努めるものとする。

第2節 災害復旧事業の推進

市及び県は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧は、概ね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業
 - (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業
 - (3) 砂防設備公共土木施設災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (5) 地すべり防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧事業
 - (7) 道路公共土木施設災害復旧事業
 - (8) 港湾公共土木施設災害復旧事業
 - (9) 漁港公共土木施設災害復旧事業
 - (10) 下水道公共土木施設災害復旧事業
 - (11) 公園公共土木施設災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道施設災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立学校災害復旧事業
- 7 公営住宅災害復旧事業
- 8 公立医療施設災害復旧事業

9 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

市並びに県は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努めるものとする。

なお、査定に当たっては、事前打ち合わせ制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図る。なお、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等住民の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、関係機関に応援派遣を求めて、技術職員の確保を図るものとする。

1 市災害復旧事業

市において、技術職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処するものとする。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

2 県営災害復旧事業

被災地所管出先機関の職員に不足を生ずるときは、被災地域外県出先機関又は本庁から所要数の職員を派遣し対応するものとし、それでもなおかつ不足するときは国のあっせんによる他県からの派遣職員をもって充足するよう措置するものとする。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (19) 下水道法
- (20) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- (21) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- (22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）

2 地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 地方公営企業災害復旧事業債
- (5) 災害復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置

(3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、市及び県は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

- (1) 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。
- (2) 県は、市からの被害報告検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、激甚法に定める必要な調査を行い、必要資料の調製等を行う。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業

(ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業

(イ) 都市街区域内のその他の堆積土砂排除事業

セ 湛水排除事業

(2) 農業水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例
(天災融資法が発動された場合適用)

(3) 中小企業に関する特別の助成等

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

- イ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- エ 水防資材費の補助の特例
- オ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- カ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 計画的な復興

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから市及び県は、連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

1 計画策定組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の策定

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
- (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。

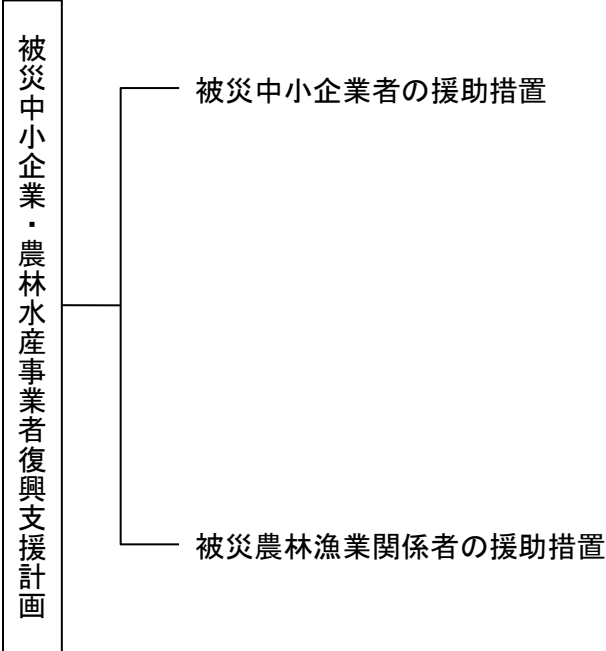
4 住民への情報提供

復興計画の策定に当たっては、住民への情報提供をし、コンセンサスづくりに努めるものとする。

第2項 復興計画の推進

事業実施に当たっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第4章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画



第1節 被災中小企業者の援助措置

県（経営金融課）

- 1 (株)日本政策金融公庫及び(株)商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対して、必要な要請を行う。
- 2 必要に応じて、県独自の融資制度を設け、被災者に対して低利、長期の融資を行う。
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保証増大を要望し、協力を求める。
- 4 地元銀行、その他の金融機関に対して、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講ずる。
- 6 金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。
- 7 中小企業関係の被害状況について迅速な調査を行い、再建のための資金需要について、速やかに把握する。
- 8 市町及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知、徹底を図る。

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置

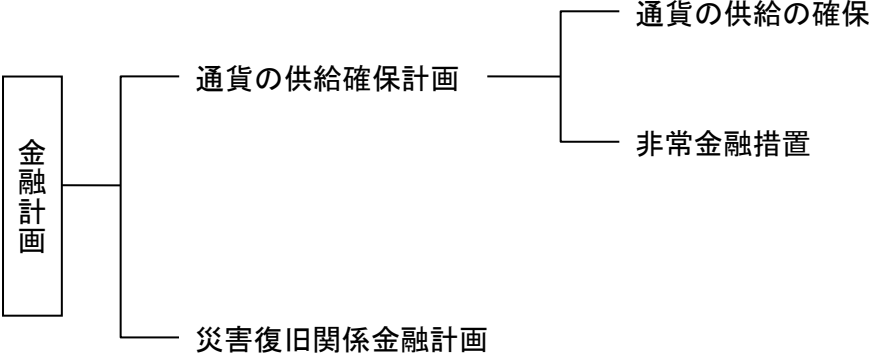
地震災害等により、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定化を図るため、県は必要な資金の確保措置について迅速、適切に対処する。

県（農林水産政策課、ぶちうまやまぐち推進課、水産振興課）

- 1 農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あっせん。
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による、経営資金等の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施。

- 3 被害農林漁業者に対する、株式会社日本政策金融公庫法に基づく、災害復旧資金の融資のあっせん並びに既往貸付金の償還期限の延長措置等。
- 4 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。
- 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請。

第5章 金融計画



第1節 通貨の供給確保計画

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講ずるものとする。

第1項 通貨の供給の確保（日本銀行下関支店）

1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

2 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

3 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関等と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導等を行う。

また、必要に応じて金融機関相互の申し合わせなどにより営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

第2項 非常金融措置

1 金融機関による非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関等と協議の上、金融機関相互の申し合わせなどにより、次のような非常措置をとるよう、あっせん、指導を行う。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

2 金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、関係行政機関と協議の上金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第2節 災害復旧関係金融計画

日本銀行下関支店は、被災地における金融秩序を維持し、災害復旧・復興に必要な金融の適正を期するため、被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握に努め、必要と認められる復旧資金の融通について、金融機関等の迅速適切な措置がとられるよう指導する。